

Buildee 利用規約

第1章 総則

第1条 (名称、目的、サービス概要)

1. 株式会社リバスタ (以下、「当社」といいます。) が保有する会員制のインターネット建設現場施工管理サービスの名称は、Buildee とし、以下、Buildee を通じて提供される全てのサービスを総称して「Buildee」といいます。
2. Buildee は、会員 (次条に定めます。) の間の各種情報共有及び会員が実施する各種業務の効率化を図ることにより、日本国内の建設現場における作業効率の向上及び施工管理コストの低減を実現し、高度循環型社会の形成に寄与することをその目的とします。
3. Buildee 利用規約 (以下「本規約」といいます。) には、Buildee の提供条件及び当社と会員の皆様、及び建設現場に参加する作業員個人 (以下「作業員」といいます。) の皆様との間の権利義務関係及び会員が Buildee を利用するにあたって遵守すべきルール等が定められています。会員は、Buildee の利用に際して、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第2条 (定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「会員」とは、Buildee に登録された、建設現場の施工管理に関わる元請事業者及び協力会社のことをいい、「元請会員」と「協力会員」(次項で定義します。) から構成されます。
- (2) 「元請会員」とは、元請会社として Buildee を利用する会員をいいます。
- (3) 「協力会員」とは、元請会社との直接的な契約関係にかかわらず、協力会社として Buildee を利用する会員をいいます。
- (4) 「作業員」とは、正社員、契約社員、臨時社員、嘱託、パートタイマー、第三者から派遣された派遣社員等、雇用形態を問わず、会員の建設現場に参加する者をいいます。
- (5) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権 (それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。) を意味します。
- (6) 「当社ホームページ」とは、当社が運営するウェブサイト (理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。) を意味します。

- (7) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報を意味し、就業履歴に関する情報も個人情報に含まれます。
- (8) 「ユーザーID」とは、当社が Buildee の利用にあたって会員に付与する ID を意味します。

第3条 (Buildee の主催、運営管理)

- 1. Buildee は当社が主催し、その一切の運営管理は当社または当社が指定する者（以下、併せて「当社」といいます。）がこれを行います。当社は、必要に応じて業務の一部又は全部を外部委託することがあります。
- 2. 当社は、Buildee に登録される情報を当社が保有し、または当社が契約しているデータセンター内のサーバー群で管理し、会員の要請に応じてその情報を提供します。

第4条 (Buildee の利用、一時中止、及び廃止)

- 1. Buildee は、24 時間 365 日利用することが可能ですが、定期的もしくは緊急時のシステムメンテナンス等の理由によりサービスの提供を一時的に中止もしくは利用の制限をする場合があります。また、以下のいずれかに該当する場合も同様とします。
 - (1) Buildee の保守管理上やむを得ない事情が生じたとき。
 - (2) 天災地変などの不可抗力、その他、Buildee のサービス提供を中止せざるを得ない特段の事情が生じたとき。
 - (3) その他、当社が Buildee のサービスを一時的に中止すべきと判断したとき。
- 2. 当社は会員に対して 3 ヶ月前までに第 6 条 1 項で定めるいずれかの方法によって通知することで Buildee を廃止することができます。

第5条 (規約、サービス等の変更)

当社は、次条 1 項で定めるいずれかの連絡方法を用いて、あらかじめ会員に通知することにより次の各号で定める事項を任意に決定、実施することができます。ただし、緊急時等、事前の通知が困難な場合には、その実施後速やかに通知するものとします。

- (1) Buildee のサービス内容の重要な変更
- (2) Buildee の利用条件（利用料を含みます。）の変更
- (3) 本規約の変更・改定
- (4) その他 Buildee の管理運営にかかる必要事項

第6条 (会員への連絡)

1. 当社から会員への通知は、以下の各号のいずれかの方法により行います。なお、以下の各号のいずれかの方法により通知した場合、当社が通知を発した時点で会員に到達したものとみなします。また、複数の手段で通知した場合には、最も早く発した通知を基準とします。
 - (1) 当社ホームページでの掲載
 - (2) 電話
 - (3) 電子メール
 - (4) 郵送
 - (5) ファックス
 - (6) Buildee 上のお知らせ表示
2. 当社は、会員に対し、前項の方法をもって、Buildee の利用に関する情報のほか、当社の事業内容や当社が提供するその他のサービスの案内等の情報提供を行うことがあります。会員は、当社へ個別に申し出ることにより、Buildee の利用に関する情報以外の情報提供を拒むことができます（ただし、前項第1号は除きます。）。

第7条 (登録情報の変更または削除)

当社は、以下に該当するときまたは該当するおそれがあると判断したときは、当社のみ判断で Buildee 上の登録情報について、変更または削除することができるものとします。なお、本条による登録情報の変更または削除により会員または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 会員が第18条（個人情報）、第21条（会員の義務）、第22条（反社会的勢力の排除）または第23条（禁止行為）に違反した場合
- (2) 会員が当社に対して、口頭または書面等により、登録情報の変更または削除を依頼した場合
- (3) その他、当社が、Buildee の運用管理上等、登録情報を削除または変更すべきと判断した場合

第8条 (規約の範囲及び優先関係)

本規約のほかに会員との間で個別契約が締結される場合は、当該契約も本規約に係る契約の一部を構成するものとします。なお、本規約の定めと個別契約における定めが齟齬がある場合、後者が優先するものとします。

第9条 (CCUS との連携)

1. Buildee は、一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」といいます。）が運営する「建設キャリアアップシステム」（以下「CCUS」といいます。）における就業履歴データ登録標準 API 連携認定システムです。
2. 当社は、Buildee に登録された作業員の個人情報について、CCUS と共同利用する場合があります。詳細は、振興基金が定める建設キャリアアップシステム個人情報保護方針をご覧ください。
3. CCUS に登録された作業員に係る個人情報は、Buildee を通じて、会員が共同で利用する場合があります。

第 10 条 （機器及びご利用環境の整備・維持）

1. Buildee 利用のために必要となる、当社が指定するレンタル機器（以下「本機器」といいます。）は、Buildee 機器レンタル及び保守規約に同意し、申請書類を当社に提出することにより、レンタルすることができます。
2. 会員は、Buildee と本機器を接続することにより、Buildee の各種サービスを利用することができます。
3. Buildee に接続された機器、もしくは会員が利用するインターネットなどのネットワーク環境に不具合（但し、当社よりレンタルされた機器に起因する不具合は除きます。）がある場合、当社は会員に対して Buildee の提供義務を負わないものとし、それによって会員に損害が発生したとしても、一切の責任を負わないものとし、

第 2 章 入会手続き、会員登録

第 11 条 （入会申込及び会員登録）

1. Buildee の入会を希望する元請事業者もしくは協力会社（以下、「入会希望者」といいます。）は、当社ホームページ上の WEB 申込みシステムから申込みを行うか、または所定の入会申込書に署名・捺印のうえ当社へ提出するものとし、
2. 前項の定めにかかわらず、協力会社は、会員からの招待により協力会員として登録されることがあります。

第 12 条 （入会審査、承諾及び取消）

1. 前条 1 項の入会申込を受けた場合、当社は、入会希望者（但し、元請事業者に限ります。）について入会審査を実施します。
2. 元請事業者は、前項の審査において入会を承認された場合、また、協力会社は、前条 1 項で定める当社指定の Buildee 入会手続きを経て、各種条件を備えている

ことが当社により確認された場合、もしくは会員からの招待が当社にて確認された場合、Buildee 会員としての ID が当社より付与されます。

3. 当社は、第 1 項の入会希望者における入会審査の際、もしくは会員が入会后、以下のいずれかに該当すると判断した場合、入会を拒否し、またはいつでもその会員資格を取り消すことができます（本項において入会希望者と会員を併せて、以下、「入会希望者等」といいます。）。なお、当社が入会を拒否または取消した場合、その理由を開示や説明する義務はないものとし、当社が以下の事由により会員登録を取り消した場合、既に支払われた初期費用及び利用料は返還されないものとします。
 - (1) 入会希望者等の経営状態について与信上の不安が存すると当社が判断した場合
 - (2) 入会希望者等が過去に第 24 条（利用停止・利用禁止）で定める利用停止または利用禁止処分を受けたことがある場合
 - (3) 入会希望者等が元請事業者もしくは協力会社ではない場合または法人もしくは事業の実体を有しない場合
 - (4) 入会希望者等が、第 22 条（反社会的勢力の排除）1 項各号のいずれかに該当する又は該当する恐れがあると当社が判断した場合
 - (5) 入会希望者が虚偽の内容にて登録した場合
 - (6) その他当社が入会を不相当と認める相当の事情がある場合

第 13 条（登録期間）

1. 会員の登録期間は 1 か月間とし、登録期間の満了に先立ち、会員が第 15 条による退会の意思表示を行わない限り、さらに 1 か月間の登録期間が自動更新されるものとし、それ以降も同様とします。
2. 第 24 条により利用停止もしくは利用禁止の処分が下された場合は前項の限りではありません。

第 14 条（初期費用・利用料等）

1. 会員は Buildee に入会するに際し所定の初期費用等を支払うものとします。
2. 会員は Buildee の利用にあたり、当社所定の利用料等を支払うものとします。ただし、システム登録をした月の利用料は、システム登録日にかかわらず入会月末を締め日とする 1 か月分が発生するものとします。
3. Buildee の料金体系は当社ホームページに記載の「Buildee ご利用料金」等に定めるものとします。「Buildee ご利用料金」等は、経済情勢、Buildee の管理運用状

況、その他諸般の事情により、あらかじめ会員に通知することにより、随時改定することがあります。

4. 初期費用及び利用料等が発生する会員には、当社ホームページに定める「Buildeeご利用料金」等に定める支払日に、あらかじめ定めた金融機関口座から口座振替する方法により利用料等の必要な費用をお支払いいただきます。なお、当社が別途認めた場合には、口座振替にかえて、毎月末を締め日として当社が作成、送付した請求書に基づいて翌月末日までに振り込む方法によりお支払いいただくことも可能です。
5. 初期費用・利用料等の支払に係る消費税、振込手数料等は会員の負担とします。
6. 初期費用・利用料等は、いかなる場合でも返還いたしません。

第15条（退会と再入会）

1. 会員は登録期間中といえども、当社所定の退会届に必要事項を記入のうえ、退会を希望する月の前月末日までに当社に提出することにより退会することができるものとします。ただし、退会月の利用料は、その退会する日にかかわらず退会月末を締め日とする1か月分が発生するものとします。
2. 退会した会員が再度入会を希望する場合は、第11条及び第12条に基づき、再度入会手続きを行うものとします。

第3章 権利、義務

第16条（知的財産権）

1. Buildeeを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号その他事業活動に用いられるサービス又は役務を表示するもの、各種資料等の著作物またはそれらに付随する一切の知的財産権は、当社もしくは当社にその利用を許諾した第三者に帰属します。
2. 当社は、会員がBuildeeに登録する各種情報またはファイルについて、それを複製し、バックアップする権利を有するものとします。
3. 会員は、当社が定める「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」に同意し、当社もしくは当社以外のソフトウェアの使用許諾者が本条に定める知的財産権等を保有することを異議なく承認の上、それらを侵害しないものとします。

第17条（秘密保持等）

1. 会員は、Buildeeに関連して当社が会員に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報及びBuildeeを通じて取得した他の会員に関する情報（個人情報を含む）について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱い、

Buildee の各サービス利用のため以外の目的で利用しないものとします。

2. 当社は、営業活動に利用する資料(紙媒体、メルマガ等)に、会員の社名を掲載する場合があります。また、当社ホームページに、会員の社名及び会員の WEB サイトへのリンク等を掲載することがあります。

第18条 (個人情報)

1. 当社は、当社の定めるプライバシーポリシーに従い、適切に個人情報を取扱うものとします。
2. Buildee に登録される個人情報は、以下の情報となります。
 - (1) 氏名、性別、住所、生年月日、血液型、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、国籍、顔写真等の個人の属性に関する情報及びこれらの情報を管理するために発番される ID 等の記号
 - (2) 会社名、所属部署・現場名、役職、職種、取得資格、経験年数、各種技能講習の受講履歴、本人の勤務状況、勤務成績、職務に関する賞罰履歴等の職種・職歴に関する情報及びこれらの情報を管理するために発番される ID 等の記号
 - (3) 健康診断受診日、社会保険・年金の加入状況、血圧、じん肺管理区分等の労働安全衛生管理のための情報及びこれらの情報を管理するために発番される ID 等の記号
 - (4) 上記の他、Buildee の利用に際して、申込者又は会員が当社に提出した情報
3. Buildee に登録された個人情報の当社による利用目的は以下のとおりとなります。
 - (1) Buildee の各サービスを提供するため。
 - (2) Buildee の各サービスに関して通知、連絡、請求等をするため。
 - (3) Buildee や Buildee のアフターサービスや問い合わせ・ご依頼に対応するため。
 - (4) 個人を識別できない形式に加工した統計データを作成するため。
 - (5) Buildee の運営、改善、利用履歴に係る統計データの作成、その他サービスに関する企画・立案又は実施、その他これらに関連する業務のため。
4. Buildee に登録された個人情報は、元請会員が企画組成し、個人情報が登録される建設現場に関与する会員の間で共同利用されます。また、第9条に定める CCUS との連携においても共同利用されます。共同利用に関する詳細事項は、「Buildee における個人情報の共同利用について」に定めます。なお、個人情報の共同利用における利用目的は以下のとおりとなります。
 - (1) 会員におけるアカウントの認証をするため。
 - (2) Buildee の各サービスの利用に関する通知、連絡等をするため。

- (3) 建設現場に関わる各種業務を行うため。
 - (4) 会員及び会員ではない代行先（第 20 条に定めます。）に作業員のキャリアに関する情報を共有するため。
 - (5) 個人を識別できない形式に加工した統計データを作成するため。
 - (6) 第 9 条に定める CCUS との共同利用をするため。
5. 会員は、自らが Buildee に登録する作業員の個人情報について、あらかじめ以下の事項について作業員から同意を取得しなければならないものとします。
- 本条 2 項各号に掲げる個人情報が、本条 3 項及び 4 項各号に掲げる利用目的で取り扱われること
6. 第 20 条（代行登録）に従い、自社以外の会員及び会員ではない代行先に代わって、その作業員の個人情報を代行登録する場合、登録を行う会員において、前項の同意が適切に取得されるために必要な措置を講じなければならないものとします。
7. 会員は、登録する作業員に対して、当社のプライバシーポリシーに同意させた上で、利用するものとします。
8. Buildee において、会員が協力会社を登録・検索する際に、会社情報として登録された個人事業主の個人情報（住所、会社名（氏名）、電話番号等）は他の会員から閲覧される可能性があります。

第 19 条（会員の権利等）

- 1. 会員は、本規約及び当社が Buildee の利用方法等に関して随時実施する指示に従い、必要なソフトウェアをダウンロードして、当社から Buildee のサービス提供を受け、これを利用することができます。
- 2. 会員は、元請として建設現場の施工管理を実施するため、協力会員に対して Buildee を利用させることができます。また、会員ではない協力会社（以下、両者を合わせて「協力会社等」といいます。）に対しても、次条に基づいて登録を行った後、Buildee を利用させることができます。

第 20 条（代行登録）

- 1. 会員は、当社所定の「覚書」を締結した第三者の会社情報と所属する作業員を、Buildee に登録する業務（以下「代行登録業務」といいます。）を行うことができます。その場合、会員は、当社所定の「覚書」の写しを当社に提出しなければなりません。当社にて内容を確認し、内容に不備がないと確認された場合、代行登録が可能となります。
- 2. 前項に基づき、自らの会社情報と所属する作業員の登録代行を委託する協力会社を「代行先」といい、受託して登録を行う協力会社を「代行元」といいます。

3. 代行先は、必ずしも Buildee に会員登録をする必要はありません。但し、代行元は、代行先より以下の点につき確認し、代行先の行為について一切の責任を負うものとします。
 - (1) 代行先は、本規約第 11 条から 15 条を除く全ての条項に同意し、会員と同等の義務を負うこと。
 - (2) 代行先は、当社のプライバシーポリシーに同意すること。
 - (3) 代行先は、自らに所属する作業員の個人情報、当社、元請会員及び協力会員との間で共同で利用されること、及び第 9 条に従い CCUS に登録されて共同利用されることに対する同意を該当する作業員より適切に取得していること。
4. 代行元は、代行先からの代行登録業務の受託が終了した場合もしくは変更がある場合、遅滞なく当社に報告するものとします。

第 2 1 条 (会員の義務)

1. 会員は、本規約及び当社が Buildee の利用方法等に関して随時実施する指示を遵守するものとします。
2. 会員は、Buildee を第 1 条の目的に合致するよう適切に利用するとともに、その利用に際しては、Buildee に対する社会の信頼性やその円滑な運営管理を損なうことがないように十分に注意するものとします。
3. 元請会員は、第 19 条 2 項で定める協力会社等に Buildee を利用させる場合、自らが受託した建設現場と関係のない協力会社等を登録してはならず、元請会員の責任において協力会社等に本規約等を遵守するように周知徹底させるとともに、協力会社等が Buildee を適切に利用するよう指導監督するものとし、協力会社等が Buildee を適切に利用しなかったために当社や他の会員に損害が発生した場合には、協力会社等と共にその責任を負担するものとします。
4. 会員は、第 12 条 3 項各号に規定する事項、本条に規定する会員の義務内容、次条に規定する禁止行為その他 Buildee の利用に関して、当社から照会を受け、説明、報告及び資料提出等を求められた場合、速やかにそれに応じるものとします。
5. 会員はユーザーID を第三者に盗難されないよう、パスワードを定期的に変更する等管理する責任を負い、第三者への譲渡や貸与等をしてはなりません。
6. 会員は、会員のユーザーID 及びパスワードが不正に第三者に使用された場合、会員が使用したものとみなし、すべての責任を負います。

第 2 2 条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員及び当社は、それぞれ自己及び自己の役員又は経営に実質的に関与している者

(以下「役員等」という。)が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明、保証します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）こと。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに一つでも該当する行為を行ってはならないものとします。
- (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、又は相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
 - (3) 相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。
 - (4) 暴力団員等である第三者をして前三号の行為を行わせること。
 - (5) 自ら、その役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員等へ資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) その他前各号に準ずる行為。
3. 当社は、会員が前 2 項のいずれか一つにでも違反した場合は、別段の催告を要せず登録を削除することができるものとします。
4. 会員は、前項により登録を削除されたことを理由として、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとします。また、前項により登録を削除された場合、会員は、当該解除によって当社に生じた損害の一切を賠償する義務を負うものとします。

第 4 章 紛争の処理

第 23 条 (禁止行為)

会員は Buildee の利用にあたり次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 事実と反する情報を登録する行為。
- (2) ユーザーID やパスワードを不正に使用し、または使用させる行為。

- (3) 自己または他の会員のユーザーID やパスワード、Buildee のシステム上に登録された情報を当社の許可なく第三者に開示する行為。
- (4) Buildee を利用する権利を他に貸与、転貸、譲渡する行為。
- (5) 当社や他の会員の信用を毀損し、またはその営業及び運営を妨害する行為。
- (6) 第三者になりすます行為。
- (7) 法令に違反するもしくは違反するおそれがある行為または犯罪に関連する行為。
- (8) 公序良俗違反またはそのおそれのある行為。
- (9) 当社の事前の承諾なく、Buildee 上で宣伝、広告、勧誘等をする行為。
- (10) 当社、他の会員またはその他第三者の知的財産を始めとする各種権利を侵害またはそのおそれがある行為。
- (11) Buildee に無断でアクセスし、またはしようとする行為。
- (12) その他、当社が不相当と認める行為。

第24条 (利用停止・利用禁止)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合において、当社が必要と判断するときは、予告期間なく直ちに当該会員及びそれ以外の会員によるサービスの利用を停止または禁止することができます。この場合、すでに当社に支払われた初期費用、利用料等は、理由の如何を問わず返金はされません。
 - (1) 入会后、当該会員について第12条3項各号のいずれかに該当する事情が存することが判明したとき。
 - (2) 本規約、及びこれに付随する諸規則、各種利用申込書、覚書、その他当社の指示等に違反する行為があったとき。
 - (3) 利用料の支払いその他当社に対して負担する債務の履行の全部または一部を怠ったとき。
 - (4) 当社に対する債務の履行遅滞を繰り返したとき。
 - (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくはこれらに類する手続の開始、差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき。
 - (6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けたとき、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき。
 - (7) 当社からの連絡に対して応答がないとき。
 - (8) その他当社が Buildee の利用継続を不相当と認める相当の事情が存するとき。

2. 当社は、会員を利用停止または利用禁止とすることを決定したときは、第6条1項によりその旨を他の会員に通知するとともに、Buildee のシステム上で当該会員の名称を公開することができるものとします。
3. 会員がサービスの利用停止または利用禁止となった場合、会員は、利用停止または利用禁止を理由として、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとします。また、会員は、当該利用停止または利用禁止によって当社に生じた損害の一切を賠償する義務を負うものとします。

第25条（免責事項等）

1. Buildee の利用にあたり会員が自らシステム上に登録する各種情報の真実性、正確性、有用性、妥当性に関しては、会員においてその一切の責任を負担するものとし、当社は一切その責任を負担しません。
2. 当社は、Buildee のサービスを利用することによって、個人情報保護法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法等の各種関連法規が遵守されることにつき保証するものではありませんので、それらの各種関連法規の遵守については会員の責任にて行っていただき、当社は一切の責任を負いません。
3. Buildee の利用にあたり会員相互間もしくは会員とその他の第三者もしくは作業員との間で何らかの紛争を生じた場合、当該紛争は会員の責任において解決するものとし、当社は一切その責任を負担しません。
4. 当社は、会員が本規約に基づき Buildee のサービスを利用することができるようシステムの運営管理に努めるものとしますが、次の各号のいずれかに該当する事由により会員が Buildee を利用することができなくなった場合には、当社は一切その責任を負担しません。
 - (1) 第4条に基づきサービスの提供を一時中止するとき。
 - (2) 天災地変、法令・規則の制定・改廃、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、Buildee の履行が妨げられたとき。
 - (3) 当社に帰責事由が存しない原因により Buildee のシステム上に登録された各種情報データ等が消失または毀損したとき。
 - (4) 次項に基づき当社が Buildee を廃止し、または事業譲渡等を行うとき。
5. 当社は、経営上必要性があると判断した時は、あらかじめ3か月前までに会員に通知した上で、Buildee を廃止し、または Buildee を含む当社事業の全部もしくは一部の事業譲渡等を行うことができるものとします。

第26条（損害賠償）

1. 当社が故意または重過失により本規約に違反し、その結果、会員に損害が発生した場合、当社はその損害を賠償します。ただし、その損害賠償責任は、具体的な本規約の違反行為により直接かつ通常発生する損害の範囲内に限定され、かつ、その賠償額は会員が直近1か月間に当社に支払った利用料を上限とするものとします。
2. 会員は、本規約に違反することにより、又は Buildee の利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
3. 会員が、Buildee に関連して他の会員その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、会員の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。
4. 会員による Buildee の利用に関連して、当社が、他の会員その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、会員は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。但し、当社の故意又は過失に起因する場合はこの限りではありません。

第27条（権利義務の譲渡）

1. 会員は、本規約上の地位または権利義務を当社の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡、承継させることはできません。ただし、合併または会社分割によって、本規約上の地位または権利義務が包括承継される場合はこの限りではありません。
2. 会員は、前項に基づき、本規約上の地位または権利義務を第三者に譲渡または承継した場合は、速やかに当社に対して当該譲渡または承継の事実が分かる資料を提出するものとします。
3. 当社は、Buildee のサービスに係る事業を第三者に譲渡した場合には、本規約上の地位または権利義務を当該第三者に譲渡することができるものとし、会員は、当該譲渡について、あらかじめ同意したものとします。

第28条（外部サービスとの連携）

1. 会員は、Buildee のユーザーID と第三者が提供するサービス（以下、「外部サービス」といいます。）のアカウントを連携して利用することができます。その場合、会員は、外部サービスの利用規約を自己の費用と責任で遵守するものとし、会員と外部サービスを提供する事業者との間で紛争等が生じた場合でも、当社は当該紛争等について一切の責任を負いません。
2. 外部サービスとの連携に関する詳細事項は、外部サービスとの連携に関する規約に

定めます。

第29条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第30条（誠実義務）

Buildee の利用または本規約の解釈適用を巡る当社と会員間の紛争、会員相互間の紛争については、相互に信義誠実の原則に則り話し合いによる円満な解決に努めるものとします。

第31条（準拠法及び紛争の解決方法）

Buildee の利用または本規約の準拠法は日本法とし、その解釈適用を巡るあらゆる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付 則（本規約の発効）

本規約は下記のとおり、発効し、改定されました。

- 発 効：2017年10月1日
- 第1回改定：2019年12月9日
- 第2回改定：2020年10月25日
- 第3回改定：2021年8月29日
- 第4回改定：2022年4月1日